

## 小田原市教育委員会定例会議事録

- 1 日時 平成28年3月18日(金) 午後7時00分～午後8時10分  
場所 小田原市役所 6階 601会議室

### 2 出席した教育委員の氏名

- 1番委員 吉田 真理  
2番委員 栢 沼 行 雄 (教育長)  
3番委員 萩 原 美由紀 (教育委員長職務代理者)  
4番委員 和 田 重 宏 (教育委員長)  
5番委員 山 口 潤

### 3 説明等のため出席した教育委員会職員の氏名

- 教育部長 内 田 里 美  
文化部長 諸 星 正 美  
教育部副部長 露 木 幹 也  
文化部副部長 杉 崎 貴 代  
教育総務課長 柏 木 敏 幸  
図書館長 古 矢 智 子  
教育指導課長 市 川 嘉 裕  
指導・相談担当課長 石 井 美佐子  
教育指導課副課長 吉 田 文 幸

(事務局)

- 教育総務課総務係長 高 瀬 聖  
教育総務課主査 小 林 隆

### 4 報告事項

- (1) 子ども読書アンケートの集計結果について (図書館)  
(2) 駅前図書施設機能整備等の検討状況について (図書館)  
(3) 小田原市教育大綱について (教育総務課)

### 5 議事

- 日程第1 議案第5号 行政不服審査法の施行に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則について (教育総務課)  
日程第2 議案第6号 小田原市就学指導委員会規則の一部を改正する規則について (教育指導課)

- 日程第3 議案第7号 小田原市立幼稚園の保育料の徴収に関する規則の一部を改正する規則について (教育指導課)
- 日程第4 議案第8号 小田原市立学校教職員服務規程の一部を改正する規程について (教育指導課)
- 日程第5 議案第9号 今後の公立幼稚園のあり方に関する基本方針について (教育指導課)
- 日程第6 議案第4号 教育委員会職員の人事異動について【非公開】 (教育総務課)

## 6 議事等の概要

- (1) 委員長開会宣言
- (2) 2月定例会会議録の承認…山口委員報告
- (3) 議事録署名委員の決定…吉田委員、栢沼委員に決定

和田委員長…それでは、議事に入る前に、会議の非公開について、お諮りいたします。議案第4号「教育委員会職員の人事異動について」は、人事に関する事件ですので、その性質上、これを非公開といたしたいと存じます。本議案を非公開とする件について、採決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

和田委員長…ご異議ありませんので、採決いたします。議案第4号を非公開とすることに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

和田委員長…全員の賛成により、議案第4号は、後ほど非公開での審議といたします。

- (4) 報告事項 (1) 子ども読書アンケートの集計結果について (図書館)

図書館長…それでは、私から、報告事項(1)「子ども読書アンケートの集計結果について」をご報告申し上げます。お手元の資料1「子ども読書アンケートの集計結果について」をご覧ください。小田原市では、子供の読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で、欠くことのできないものであることから、平成22年に「小田原市子ども読書活動推進計画」を策定いたしました。この計画

策定から5年を経ましたので、現在の状況を把握するため、アンケートを実施したものでございます。まず、実施時期と実施人数ですが、平成27年9月から10月にかけて、市立幼稚園・保育園計12園の園児の保護者の方、市立小学校25校の児童、市立中学校11校の生徒、それぞれの園、学校で、各学年1クラスずつお願いをいたしまして、合計5,553人から伺いました。類似するアンケートは、「子ども読書活動推進計画」策定前の平成19年に一度実施しております。本日は、その比較と幼稚園・保育園の園長さんや学校図書担当教諭の方からの意見も併せて報告させていただきます。

それでは、3の項目になります「集計結果の前回との比較」ですが、次のページをお開けください。全部で3枚ございますが、1枚目が幼稚園・保育園児の保護者のアンケート、2枚目が小学生のアンケート、3枚目が中学生のアンケート結果となっております。まず、2ページの幼稚園・保育園児の保護者アンケートの、「①子どもの本はどうしていますか」ですが、結果を見ますと、多くの家庭で子供の本を「自分の家で購入」と答えており、前回より親が子供に本を提供している割合が高くなっております。また、「図書館等で借りる」や「知人から借りる」割合も前回より高くなっています。次に「②図書施設の利用頻度」、そして「③子どもの読書量」ですが、図書施設を利用しないという保護者の割合が高く、また、読書をしないという子供たちの割合も高くなっておりました。3ページの、「④子どもに読み聞かせをしていますか」では、「毎日」子供に読み聞かせをする保護者の割合が減少するとともに、「読み聞かせはしない」という保護者の割合が前回より高くなっています。一方、「⑤図書館実施の読み聞かせを知っていますか」では、「知っている」が今回7割を超えており、認知度が高くなっておりました。次に「⑥保護者の読書量」ですが、「毎日」「週に1日以上」「月に1日以上」はすべて前回より低くなっており、「読書はしない」だけが大幅に増えているということから、保護者の読書量が減少しているという結果となりました。次に、小学生のアンケートでは、「①読書することは好きですか」ですが、この設問は下の「注」に書きましたとおり、前回のアンケートの際は、「大好き」「どちらかといえば好き」「きらい」の3つでありました。これが、多少誘導的な感じがしてしまうという意見がありまして、今回は「好き」「好きでもきらいでもない」「きらい」の3つに変更しております。そのため明確な比較ではないのですが、読書が「きらい」の割合は減少しております。次に「②本を読みますか」ですが、こちらの結果を見ても、本を読む児童の割合は、明らかに増加しております。また、本を読まない子供に「③本を読まない理由」を訊ねましたところ、こちらも下の「注」に書きましたが、前回の質問には「その他」の項目がありませんでしたので、明確に判断はできませんでした。その他のところでは、読むのが苦手、読めない漢字がある、外で遊ぶのが好きという意見がありました。次のページの「④どのような本を読みますか」ですが、これは大きな変動はなく、小

説が20%を超えています。次に「⑤学校図書館・図書室の利用頻度」、及び「⑥図書施設の利用頻度」、つまり、公共図書館等ですが、こちらの利用頻度は「利用しない」がやや減少し、「毎日」「週に1日以上」が少々増加しております。次に、中学生のアンケートの、「①読書をするのは好きですか」ですが、こちら「嫌い」の割合が減少しており、「②本を読みますか」の質問に対しても、本を読む生徒の割合が増加しております。次に「③本を読まない理由」については、小学生と同様、「その他」の項目を加えたので、比較の判断はしていません。7ページの「④どのような本を読みますか」では、小学生と同じく小説が人気でした。次に「⑤学校図書館・図書室の利用頻度」、及び公共等の「⑥図書施設の利用頻度」では、「利用しない」という割合がやや増加しておりました。最後に、1ページ目にお戻りください。こちらには、幼稚園・保育園の園長さんや学校図書担当教諭の方からの意見の一部を掲載しております。主な意見として、読み聞かせ等では、本の選定等にご苦労されていること、また、園児によって理解力等に差があること等があがっておりました。また、小学校では、特に朝読書等を積極的に取り組んでもらえていること、いろいろな本を紹介しているような事例をあげていただいております。いずれにいたしましても、今回は、全般的に小、中学校の児童、生徒さんの読書活動が前回よりも活発になってきているということがアンケートを見ましてわかりました。これは、学校での取り組みが功を奏して、このような結果になったものと感謝しております。一方、幼児については、なかなか読書習慣が身についていないという結果がでております。それは、保護者の傾向にも表れているということから、子供ばかりではなく、子育て世代の親御さんの方にも働きかけていくことが必要なのではないかと考えております。このような結果を踏まえまして、来年度は、「子ども読書活動推進計画」の改訂に取り掛かりたいと考えております。以上です。

(質 疑)

吉田委員…感想です。幼稚園児、保育園児の保護者は子供が家庭であまり本を読んでいないという答えをされているということですが、子供たちは、幼稚園や保育園では毎日、本を読んでもらって、また、本を手にしてたくさん読んでいると思うのです。子供たちは絵本が大好きだと思いますので、その辺を保護者の方にもっと伝えられたら良いと思います。私自身も仕事柄、少し意識してやりたいと感じました。

萩原委員…私は、子供が小さい頃に読み聞かせをしていた経験から、例えば、保健センターでの検診等の際に、保護者に対して「絵本について」ということも働きかけ

られると良いと思います。育児に関するアドバイスのところで、絵本を取り入れることと連携できたら、もう少し親の意識が変わると思います。

栢沼教育長…先ほどの子供への読み聞かせについてですが、それをしない子供が多くなってきている、親御さんも読書量が少なくなっている。特に親御さんに要因があると思います。読書をしらないという保護者が増えてきている理由は、アンケートから分かりますか。

図書館長…一般論になってしまうのですが、スマホ等の利用で読書をしなくなったといわれています。園児の親御さんの世代ですと、29歳以下から30代前半くらいの方が多く思っております。図書館の利用も少ない年代です。もちろん、お子さんへの読書を非常に意識されている熱心な方もいらっしゃいます。個人間の格差、家庭の格差が学校よりも広いのではないかという感じがしております。

和田委員長…この頃は、新聞を読まない人もいますね。活字離れですね。加えて、感想です。「どのような本を読みますか」というところで、先ほどの説明では、小説が多いということでしたが、最近では、読書領域に入れた方が良いのではという内容の漫画がたくさんあります。そのようなものをどこで線引きして、このような調査をなさっているのかと少し気になりました。

図書館長…「その他」の回答の中には、「漫画を読むから」というものも確かにありました。現在、メディアミックスといわれている中で、日本の漫画は、世界中で高く評価されるような質の高い漫画も多いのは確かです。図書館での漫画の収集は、昔からある一部の名作漫画と歴史等を取り上げた学術漫画です。通常の漫画は、取り入れていませんが、今後は検討していく必要があると考えております。

和田委員長…例えば、『火の鳥』は図書館にありますか。

図書館長…手塚治虫さんのシリーズものや藤子不二雄さんのものは多少蔵書があります。それから併せまして、お手元にチラシをおかせていただきました。3月26日に朗読フェスティバルを開催いたします。これもわかりやすい場所でやることにより、日頃、読書に関心がない方を取り込みたいということで、限定的に実施をいたします。中には、小学生のお子さんも出演をしていただけるということです。教科書にも掲載されている『やい トカゲ』という小田原市出身の児童文学作家の方が書いた作品を親子で読んでくださるというプログラムもあります。今まで本に興味のない方たちに広めていくための方策として、実施するものです。もし、お時間が空きましたら、お寄りください。

(その他質疑・意見等なし)

(5) 報告事項(2) 駅前図書施設機能整備等の検討状況について (図書館)

図書館長…それでは、報告事項(2)「駅前図書施設機能整備等の検討状況について」ご報告申し上げます。お手元の資料2「駅前図書施設機能整備等の検討状況について」をご覧ください。図書館では、平成27年2月に「小田原市図書施設・機能整備等基本方針」を策定いたしました。その中で、老朽化の著しい城内の小田原市立図書館(星崎記念館)を閉館し、小田原駅前に機能の一部を移転することといたしました。この方針に基づき、小田原駅前に整備する新たな図書施設は、どのような施設であるべきかについて、市民の皆様のご意見を伺いながら検討してまいりました。

はじめに、1の「駅前図書施設のコンセプト」でございますが、方針では、この施設は「アクセスしやすい出会う図書館」として、次世代育成、利用の拡大、交流人口の拡大を目指すものとしており、検討にあたっては、このコンセプトに基づき、図書館として重点を置くべき機能や、施設として配慮すべき内容を整理いたしました。次に、2の「整備場所」ですが、現在、計画が進んでおります「小田原駅東口お城通り地区再開発事業」における広域交流施設ゾーン内での整備を希望しており、想定される面積を1,000㎡から1,300㎡程度としております。3の「主な機能」としては、小田原駅近隣の各種学校の学生や駅利用の通勤・通学者、また高齢者等、各年代層の利用者に対応するため、広範な資料(情報)を提供する閲覧・貸出。コンピュータや各種データベース等によるレファレンスツールを整備し、専門カウンターの設置など配置を実施するレファレンスサービス。子供や若い世代の読書活動を推進することにより、次世代を育成し、これからのまちづくりを担う人間を育む拠点となる図書施設を目指す子供の読書活動推進、次世代育成。利用者の調査・研究や課題解決に対して、正確な情報や基礎的資料の提供及び学習場所の提供をする学習支援。資料提供だけでなく近隣施設等との連携事業を実施する等、地域の文化情報等を発信することにより、中心市街地のにぎわいを創出、交流人口の拡大を図る情報発信・にぎわいの創出。この5つをあげております。次のページになります、4の「主な設備・コーナー等」としまして、図書の保全とともに利用者の利便性にも配慮した「図書管理システムの導入」、図書館としての情報発信機能を生かす「特化したコーナーの設置」、スペースの合理的利用と効率的運営及び利用者の利便性等を考えた「電子機器への対応」、そして、次世代育成に力を入れていくための「子と親のための空間」、図書館の利用促進を意図しての「多目的ルームの設置」を考えております。これらの検討にあたりましては、昨年度の方針の策定から継続して、資料3の2ページにございますように、学生や子育て期間の方、高齢者の方等さまざまな方にどのような図書施設を望まれているのかを聴取させていただきながら、すすめてまいりました。今後は、現在検討している内容を、広域交流ゾーンの事業進捗にあわせ、具体的にすり合わせ

てまいりたいと存じます。以上をもちまして、報告事項（２）駅前図書施設機能整備等の検討状況についての報告を終わります。

（質 疑）

山 口 委 員…別紙の市民意見聴取の結果ですが、今後の対応等のところで、「今後、検討していきます」と「今後、反映できるように検討していきます」、設備については「今後、設置に向けて検討していきます」とあります。「検討していきます」というのは、どの程度ですか。難しい質問だと思いますが、はっきり言って無理だろうなというものもたくさんありますが、それも「検討していきます」になっていますし、逆にこれを入れたら良いなと思うものも「検討していきます」になっています。どのようにして区別するのかなと思いました。

図 書 館 長…主に設備に関する内容と運営に対する内容がございます。今、急がれるものは、設備に対する内容のもので、急いでいるところではあります。しかし、運営も考えないと設備や施設、ハード面が影響を受けるということもありますので、運営の中でも設備に関係する部分を優先順位的には、先に考えていく予定です。ある程度、設備が見えてきた中で、実施する運営については、さらに検討していくというところがございます。事業にかかるものは、「検討していきます」というような表現が多くなっています。少し、わかりにくくなっています。

山 口 委 員…所詮、「無理です」とは書けないと思いますが、みんな「検討する」というのは大変だろうなと思いました。

吉 田 委 員…資料 2、1 ページの 3 主な機能（４）学習支援についてですが、学習場所の提供というのは、どの程度のことを想定していらっしゃるか、教えてください。

図 書 館 長…今の小田原市立図書館の中には、学生閲覧室という名称で、かなり広いスペースがあります。そこで、生徒さんたちが自習に使っております。図書館以外にも、最近開設したおだわら市民交流センター UMECO でも自習ができる場所を担っております。小田原地下街 H a R u N e 小田原で自習をする方もいるということも聞いております。ヒアリングの中では、図書館のような知的な空間の中に身をおくことによって、勉強に向き合う姿勢がでてくるという意見もありました。全国的に見ますと、一部の図書館の中には、図書館は本を閲覧するための場所なので、単なる学習利用はお断りしている事例もございます。しかし、図書館で勉強をしたいという意欲にも応えたいということを考えておりますので、閲覧する方と共有をしながら、学習できる机等を用意したいと考えております。

吉 田 委 員…わかりました。ありがとうございます。

萩原委員…想定面積は、1,000㎡から1,300㎡程度ということですが、中に入ることは決まっていますか。

図書館長…まだ、確定ではないのですが、駅前等にある複合施設等でも民間ではない図書室の展開があり、市内にある内のいくつかは、1,000㎡から1,300㎡程度の面積が多いこと、また、運営等の利便性等も考えて、こちらが希望する面積として出しました。

(その他質疑・意見等なし)

(6) 報告事項(3) 小田原市教育大綱について

(教育総務課)

教育総務課長…それでは、私から報告事項(3)「小田原市教育大綱について」をご報告申し上げます。資料3をご覧ください。大綱につきましては、平成27年4月に施行されました地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律において、教育の目標や施策の根本的な方針等について、市長が定めることとされたことをうけ、これまで3回にわたり、総合教育会議において、教育委員の皆様にもご検討をいただき、先日市長の決裁を得たところでございます。まず、基本目標といたしましては、「一人ひとりの命を尊重し、豊かに伸ばすひとづくり」、「地域ぐるみで取り組む教育環境づくり」、「多様性を認め、活かしていく教育のまちづくり」という、教育を広い視野で見つめる中、「ひとづくり、地域づくり、まちづくり」の3本柱で構成することといたしました。この3つの基本方針をもとに、9つの重点方針を定め、教育に関わる学校、家庭、地域、行政、社会、それぞれのあり方や関係性を示すとともに、これからの学校や教育を大きく伸ばす力として、コミュニティ・スクール、学校運慶協議会の役割の重要性についても言及をさせていただきました。また、地域とともにある学校、学校を支える様々なコミュニティ、新拠点としての学校という考え方とともに、小田原の豊かな自然、歴史、文化の持つ多様性や豊富なポテンシャルを教育に活かしていくことを目指していくとしております。そして、これらの要素を人の成長1本の木にたとえ、広く、深く張った根から多様な栄養を吸収できるように根をしっかりと広げ、高く、広く枝を伸ばし、陽の光をいっぱい受けながら、時間をかけて少しずつ大きく成長していく様子になぞらえて、ヴィジュアル的に表現したいと考えております。今後、この大綱をパンフレット等の形で取りまとめ、広く市民に広報し、具体的に示された方向性を共有していくとともに、それぞれの重点方針のもと、委員の方々のご協力を得ながらこれまで実施している事業の質を高めたい、不足している部分については、教育委員会と市長部局が連携をして、新たな事業を展開していくことも検討してまいります。平成29年度には、教育振興基本計画の改定作業が控えて

おりますが、この大綱で示した方向性を踏まえ、検討していくとともに、具体的な教育施策についても、反映してまいりたいと考えております。以上で報告事項（3）「小田原市教育大綱について」の説明を終わらせていただきます。

（質 疑）

吉田委員…感想です。これを拝見して、いろいろな議論があったのですが、とてもわかりやすくなり、読みやすいと思いました。そして、重点方針も、大きい項目や小さい項目等いろいろ入り組んで、あれもこれもと思って出していったものが、順番がずっと入ってくるような並びになっております。3ページのところは、「家庭教育」、「就学前教育」、「学校教育」、「コミュニティ・スクール」と必要なものが皆きれいに入っており、今後の教育が楽しみだという感じがします。そして、最初の頃には、やはり教育委員会ということで、「学校教育」というところに軸足を置きすぎている感がありましたが、市民全体を巻き込みながら一緒に育っていこうという雰囲気教育大綱になったと感動しました。ありがとうございます。

和田委員長…おそらく、委員の皆さんが、本当にそのとおりだと思っています。ご苦労様でした。度々、この件については、総合会議もありましたし、その間にも委員の意見を交わってきましたので、よろしいでしょうか。

（質疑・意見等なし）

和田委員長…以上で、文化部が関連する議題は終了しましたので、関係の職員はご退席ください。

（文化部職員 退席）

（7）日程第1 議案第5号 行政不服審査法の施行に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則について （教育総務課）

提案理由説明…教育長、教育総務課長

栢沼教育長…それでは、議案第5号「行政不服審査法の施行に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則について」をご説明申し上げます。これは、行政不服審査法が

改正され、施行されることに伴う関係教育委員会規則の改正でございます。細部につきましては、所管からご説明申し上げます。

教育総務課長…それでは、私から議案第5号「行政不服審査法の施行に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則について」ご説明申し上げます。お手元の資料5ページをお開きいただきたいと存じます。本規則は、平成26年6月に全面改正され公布されました「行政不服審査法」が平成28年4月1日から施行されることに伴い、同法の規定に準じ、整備が必要な小田原市生涯学習センター条例施行規則ほか2件の教育委員会規則を一括して改正するための規則でございます。内容でございますが、不服申し立ての手續につきまして、これまでありました「異議申し立て」という手續きが廃止され、「審査請求」という形に一元化されること、また、審査請求をすることが出来る期間が30日あるいは60日から3か月に延長されること等に伴い、小田原市生涯学習センター条例施行規則、小田原市尊徳記念館条例施行規則及び小田原文学館条例施行規則について、それぞれ所要の様式の整備を行うこととするものでございます。以上で、議案第5号「行政不服審査法の施行に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則について」の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(質 疑)

萩原委員…小田原市生涯学習センター条例施行規則の一部改正のところですが、「この通知書の使用料の減免に係る決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して30日以内に小田原市長に対して審査請求をすることができます」という部分で、30日以内から3か月以内と期間が3倍に変更されています。この理由を教えてください。

教育総務課長…不利益を被った方々の救済期間を少しでも長くするということです。今までの30日あるいは60日とばらばらだったものを3か月に統一するということが改正されたと聞いております。

吉田委員…国の法律が変わったということですよ。

教育総務課長…はい、そうです。

吉田委員…そうしますと、市町村の法律を変えるということがMUSTに、必要になってくるのですか。

教育総務課長…はい、そういうことです。

吉田委員…そうすると、「はい」というしかないですね。

教育総務課長…萩原委員からご指摘がありましており、国民の権利、義務に関する規程でございますので、こちらについては、まさにMUSTの改正であります。政府

が変わったことによって、変えなければならないということですので、ご理解  
いただきたいと思います。

和田委員長…何か、結論が出たみたいですね。

(その他質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

(8) 日程第2 議案第6号 小田原市就学指導委員会規則の一部を改正する規則について  
(教育指導課)

提案理由説明…教育長、教育指導課長

栢沼教育長…それでは、議案第6号「小田原市就学指導委員会規則の一部を改正する規則に  
ついて」をご説明申し上げます。これは、小田原市就学指導委員会の名称を変  
更することに伴う規則の改正でございます。細部につきましては、所管からご  
説明申し上げます。

教育指導課長…それでは、議案第6号「小田原市就学指導委員会規則の一部を改正する規則  
について」をご説明させていただきます。資料3ページをご覧ください。本規  
則につきましては、教育委員会2月定例会におきまして、事務の臨時代理の報  
告をさせていただきました「小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条  
例」の施行によりまして、小田原市就学指導委員会の名称及び設置目的が変更  
されることに伴う所要の整備を行うため改正するものでございます。改正内容  
といたしましては、題名、第1条、第2条および第5条において、語句の修正  
を行うことというものでございます。以上で、説明を終わらせていただきま  
す。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

(質 疑)

吉田委員…就学指導委員会が就学支援委員会へ名称を変更ということに伴う変化について  
思うのですが、実際に指導委員会から支援委員会になった時に、具体的な活動  
の内容や委員の意識等、何か変化することがありますか。

教育指導課長…指導委員会という名前は、委員の皆様というよりも学校側はその委員会が就  
学を決めてくるのではないのかというイメージを持っているケースが多いので  
す。名称を支援委員会にさせていただくことで、一緒に考えながら「就学先を

選択していきましょう」、または「志望校を決めていきましょう」というような心持の中、委員会自体、学校側も子供たちを受け入れていけるのではないかという変化は期待できると考えております。

吉田委員…それから、この場合の「就学」というのは、学校に入った後のことも含んでいる意味の就学ですか。

教育指導課長…はい。そのとおりです。

吉田委員…文科省から教育支援委員会というような名称も提案されていたように思うのですが、そちらの方は、今後の検討課題になりますか。

教育指導課長…本市の場合、まずは、支援委員会というところで取組をさせていただこうということで、この名称にさせていただいております。今後につきましては、委員がおっしゃられたとおり、教育支援委員会という例示もございますので、今後検討とさせていただければと思います。

吉田委員…ありがとうございます。

(その他質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

(9) 日程第3 議案第7号 小田原市立幼稚園の保育料の徴収に関する規則の一部を  
改正する規則について (教育指導課)

提案理由説明…教育長、教育指導課長

栢沼教育長…それでは、議案第7号「小田原市立幼稚園の保育料の徴収に関する規則の一部を改正する規則について」をご説明申し上げます。これは、小田原市立幼稚園の保育料に係る規則の改正でございます。細部につきましては、所管からご説明申し上げます。

教育指導課長…それでは、議案第7号「小田原市立幼稚園の保育料の徴収に関する規則の一部を改正する規則について」、私から細部説明をさせていただきます。資料をご覧ください。本規則につきましては、保育料の徴収に関する規則の失効日を平成28年3月31日から平成29年3月31日に変更するものでございます。公立幼稚園におきましては、これまで保育料を納入袋により徴収を行ってまいりました。公立幼稚園が子ども・子育て支援新制度の対象施設に移行したことから、平成28年度からは保育料納入袋による徴収をやめ、保育課が管理いたします保育業務システムで、保育料の決定から収納までの徴収管理を行うこととしておりました。こうした中、国から平成28年度予算案におきまして、保育料負担の軽減、幼児教育の段階的無償化を実施する方針が示され、本

市の保育業務システムに必要な機能を追加するための改修が必要になってまいりました。この改修に併せまして公立幼稚園の保育料の徴収管理を実施するための機能拡張も行うこととなりました。平成28年3月補正予算に予算措置したところでございます。したがって、当該システムの稼働につきましては、平成28年9月以降を予定しておりますことから、保育業務システムによる公立幼稚園の保育料の徴収管理は、平成29年度から実施するものでございます。以上で、説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(質 疑)

吉田委員…保護者にとって納入の方法が変わるということですが、以前、平成28年3月からと広報していたと思います。その辺の保護者への伝達の修正は、どのようにされたのですか。

教育指導副課長…保護者の方には、お話しさせていただいております。新年度には、また改めて周知をさせていただきます。いずれにしましても、保護者が園に保育料納入袋で保育料を納めていたものを保育業務システム導入後は、口座振替になり、あとは一部の金融機関での納付という形になります。保護者の負担増にはならないとは思っておりますが、円滑な実施に向けて、しっかり周知を図ってまいりたいと考えております。

吉田委員…混乱がないようにしてください。

教育指導副課長…はい。頑張ります。

(その他質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

(10) 日程第4 議案第8号 小田原市立学校教職員服務規程の一部を改正する規程について (教育指導課)

提案理由説明…教育長、教育指導課長

栢沼教育長…それでは、議案第8号「小田原市立学校教職員服務規程の一部を改正する規程について」をご説明申し上げます。これは、小田原市立学校教職員服務規程の一部を改正するものでございます。細部につきましては、所管からご説明申し

上げます。

教育指導課長…それでは、議案第8号「小田原市立学校教職員服務規程の一部を改正する規程について」ご説明させていただきます。資料をご覧ください。地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行によりまして、職員による従事等の制限の対象とする営利企業が定義されること等に伴い、第10条、様式第9号及び第10号について、所要の規定の整備を行うものでございます。説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

教育総務課長…只今、教育指導課長から説明がございましたが、これは地方公務員法が改正されまして、改正前の文言を見ていただくと、「営利企業等従事許可」という言い方となっております。これが変更後は、「営利企業への従事等の許可」と表現が法文の中で変わったことにより、それに併せて表記を変えております。それから、様式第9号及び第10号の引用条例が、元々は「小田原市職員の」となっていたのですが、これを「職員の」に変わり、小田原市が落ちております。これは、対象の職員が小田原市の職員だけではなくなくなっていることから、条例の名称が変わっておりまして、それに伴う字句の整備でございます。規定の整備という言い方がされておりますが、実際には語句の整備という形でご理解いただければと存じます。以上でございます。

(質 疑)

吉田委員…営利企業等従事許可と営利企業への従事等の許可というのは、意味が違ってくる訳ですか。

教育総務課長…第10条の改正前のアンダーラインのところを見ていただくと、「営利企業等の従事」となっていたものが、改正後は「営利企業への従事等」と表現が変わっております。これは、先ほど教育指導課長が説明したとおり、営利企業と定義されることにより、これまで営利企業等と若干間口を広げていたものを営利企業と言い切ることができるようになったこと、それから、助詞「への」の使い方ですが、表現が整理されたということです。内容的には、整理されたと考えております。

吉田委員…対象が明確になったということですね。

教育総務課長…はい、そうです。

吉田委員…わかりました。

(その他質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

(11) 日程第5 議案第9号 今後の公立幼稚園のあり方に関する基本方針について

(教育指導課)

提案理由説明…教育長、教育指導課長

栢沼教育長…それでは、議案第9号「今後の公立幼稚園のあり方に関する基本方針について」をご説明申し上げます。これは、今後の公立幼稚園のあり方に関する基本方針について、議決を求めるものでございます。細部につきましては、所管からご説明申し上げます。

教育指導課長…それでは、それでは、議案第9号「今後の公立幼稚園のあり方に関する基本方針について」、細部説明をさせていただきます。資料をご覧ください。本「基本方針」につきましては、1月の教育委員会定例会におきましてご協議いただいたところでございますが、その後、小田原私立幼稚園協会の園長会や第3回小田原市子ども・子育て会議におきまして、内容説明を行い様々なご意見をいただいたところでございます。ここで、いただいた主な意見をご紹介します。私立幼稚園の関係者からは、再編による適正配置や私立幼稚園との連携の具体的な内容が見えにくいといったご意見や、幼保小連携モデル園が私立幼稚園に及ぼす影響を心配するといったご意見をいただきました。保育園の関係者の方からは、「公立幼稚園が保育機能を持ち待機児童の解消をしてほしいと思っていたが、幼児人口が減少していく中では先を見通した考えも必要である」といったご意見をいただきました。他の委員からは、「研究機能や特別支援教育については、公ゆえにやりやすい所がある。今回の方針案については、公としてどのように役割を果たしていくのかが問われていると思う。私立でやらなければならないこと、公立としてできることを擦り合わせながら一緒にやっていくということを改めて理解し、知った」というご意見がございました。特に特別支援教育の充実につきましては、複数の方から、その必要性や公立園としての取組に対するご意見をいただきました。また、コスト計算の面から、年間で園児1人あたり60万円を超える費用がかかっていることに対しましては、「公立幼稚園がそれだけの金額をかけてまで維持するものなのか」といったご意見も出ておりました。このほか、「公立幼稚園、私立幼稚園、公立保育所、私立保育所といった、いろいろな選択肢がある中で保護者が決めて行けばよいのではないか」、「選択は保護者であるから、選べる状態にするのが自治体の役目ではないか」というご意見をいただきました。「地域連携や小学校との連携による小1プロブレムの解消等、様々な取組を公立幼稚園と私立幼稚園が連携して取り組んでほしい」といったご意見もございました。

「今後、取組を具現化していく中で、親が求めていること、子どもにとって良いことを考えて進めていただきたい」といったご意見もいただきました。この度のご意見につきましては、その趣旨が既に基本方針の中に反映されておりますことから、今後、「公立幼稚園が果たすべき役割の具現化に向けた検討」のための参考として、点検をさせていただくところでございます。そこで、本日お示ししました基本方針でございますが、1月の教育委員会定例会でご協議いただいた中から、吉田委員からご指摘いただきました「資料4ページの(5)地域の子育て支援の充実」でございます。公立幼稚園が特に担っていくものを挙げたほうが良い」といったご意見をいただきましたことから、公立幼稚園がこれまで培ってきた地域の人々との交流や連携を更に進めることを記載させていただいたところと、現在、策定中の小田原市教育大綱にも示されています家庭教育の支援の部分を加筆させていただいたものでございます。その他、3ページの「4公立幼稚園が果たすべき役割」の2行目、「子ども・子育て支援新制度」スタート後も、の後の文章を、新制度スタート後の公立幼稚園と私立幼稚園の関係性や前後の文章の繋がりから、「その立場は変わらず」と記載していたものを「引き続き」に変更させていただいております。1月の教育委員会定例会の「基本方針(案)」からの修正箇所は以上でございますが、いただいたご意見等も踏まえまして、平成28年度には「公立幼稚園が果たすべき役割の具現化に向けた検討」を進めてまいりたいと考えております。委員の皆様方には、引き続きご協力を賜われますようお願いしたいと考えております。説明は以上でございます。ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

(質 疑)

吉田委員…基本方針は、これで良いと思います。私立幼稚園協会から出ていた幼保小連携モデル園が私立幼稚園の経営状況に及ぼす影響が心配というお話があったのですが、幼保小連携モデル園は何をしていくのかということが見えにくいと心配になってくると思うのです。今後の公立幼稚園のあり方として、研究機能というものがございますから、幼保小連携モデル園としては、小1問題を解消するための5歳児秋以降のアプローチカリキュラムを小田原型として出していくことが必要だと考えます。市町村によっては、アプローチカリキュラムのモデルを示しているところもあるようですので、5歳児以降小学校への導入をどのようにしたら、小学校にうまく適応できるのかというような研究をして、公立幼稚園の中で試してみる。その後、小学校の中で、その子たちがどのように過ごせるのかという、比較研究等もできると考えています。これは、私立の幼稚園では難しい問題だと思います。ですから、研究機能を活かした意味での

モデル園で、アプローチカリキュラムがモデル化された時には、私立幼稚園がそれを取り入れると比較的スムーズに小学校へ導入してあげられるという説明があるとわかりやすいと思います。ただ、園児を集めるためのモデルになりたいたいと言っている訳ではないので、その辺の相互理解は欲しいと感じました。

教育指導課長…吉田委員のご指摘のとおりで、その辺の部分もお示しをさせていただき、参考にしていただくということが一つあります。それから、実は一昨年までの研究所の幼保小連携の研究において、幼稚園の先生方、私立幼稚園の先生方にも入っていただく中で、小学校への接続についての取組を研究した経過がございました。その辺につきましては、当然私立幼稚園の方にもフィードバックする中で、参考にしていく、または必要があればご説明に出向くという取組をさせていただきところなのですが、今、吉田委員がおっしゃられたことを参考にさせていただきながら、今後進めさせていただきたいと考えております。ありがとうございました。

萩原委員…特別支援教育の充実ということでは、園児は公立幼稚園の方にとっても大切に育てていただいているなと感じております。これを続けていただき、さらに研究につなげていってもらえればと考えております。そして心配してらっしゃる保護者の方々が少しでも安心して幼稚園に通わせられるようにしてほしいと思っております。

(その他質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

和田委員長…それでは、先ほど非公開とすることにいたしました案件以外の議題は終了いたしましたので、非公開とすることにいたしました案件を審議いたします。関係者以外の方は、ご退席ください。

(関係者以外退席)

(12) 日程第6 議案第4号 教育委員会職員の人事異動について【非公開】

(教育総務課)

提案理由説明…教育長

採決…全員賛成により原案のとおり可決

(13) 委員長閉会宣言

平成28年4月21日

委員長

署名委員（吉田委員）

署名委員（栢沼委員）